1/19 朝日

# 論説

2023・1・19

## 東電元幹部「無罪」

# 対策の不備なぜ問わぬ

東京電力の福島第一原発事故を巡り、東京高裁は旧経営陣の刑事責任を認めず、「無罪」とした。株主代表訴訟では約十三兆円の支払いを命じられている。今回の「責任なし」の判断には戸惑う。

東電の元会長や元副社長ら三人は、検察では不起訴だったが、市民による検察審査会により強制起訴された。巨大津波を予測できたのに対策を怠り、避難を強いられた入院患者らを死亡させたなどとして―。問われたのは業務上過失致死傷罪である。

だが、二〇一九年の一審判決は「無罪」。東京高裁も「無罪」だったのは、国が〇二年に公表した地震予測「長期評価」の信頼性を否定したからだ。「一〇メートルを超える津波が襲来する現実的な情報だったとはいえず、具体的な根拠や証明が不十分」と述べた。

だが、長期評価は国の機関・地震調査研究推進本部がまとめたもので、過小評価していいものか。実際に〇八年に東電の子会社が、長期評価に基づき津波予測を計算したところ、「最大一五・七メートル」という驚くべき数字が出た。

大津波による原発事故の危険を知らせる具体的な警告であろう。何らかの対策に着手していれば、原発の敷地を超える大津波に対応できた可能性がある。検察官役の指定弁護士側もそう指摘し、旧経営陣が「対策を先送りにした」と非難していた。

この見解は東電の株主による株主代表訴訟の判決と共通する。長期評価について「相応の科学的な信頼性があった」と認定した上で、防潮堤建設や建屋の防水対策で事故は回避できたのに、旧経営陣が怠ったと認めたのだ。よほど自然な見方ではないだろうか。

そして東京地裁は二三年、旧経営陣三人を含む計四人に約十三兆円の支払いを命じる判決を出した。旧経営陣側は控訴しているものの、今回の刑事裁判とほぼ同じ証拠に基づいた司法判断としてもっと目を配るべきである。

刑事裁判は人に刑罰を与えるゆえに、民事裁判より立証のハードルが高いとされるが、東日本大震災の三年前に出た巨大津波の警告も十分に重いはずである。

被害者から「不当判決」「悔しい」と声が上がった。なぜ原発事故が起きたか。想定外の自然災害という視点にとらわれ過ぎると、責任の所在がかすんでしまう。高裁判決には強い違和感を持つ。